

75歳以上の方の医療費のご案内

75歳以上の方（65歳～74歳で一定の障害があり加入を希望した方も含む）は後期高齢医療制度に加入しています。医療機関や薬局に支払う医療費は、所得状況に応じた健康保険の負担割合と、

1か月あたり（1日～末日まで）の自己負担限度額が決められています（高額療養費制度）。

- 令和8年8月1日から医療費の自己負担限度額が変わり、新たに年間上限が新設されました。
- 令和8年7月31日をもって、従来の健康保険証は使用できなくなりました。

<オンライン資格確認について>

① マイナンバーカードを利用の方

カードリーダー読み取り時に限度額情報の提供に同意をすることで医療機関が自己負担限度額を確認することができます。

② 資格確認書を利用の方

限度額情報の提供に同意することで、医療機関が自己負担限度額を確認することができます。また、限度額適用・標準負担額減額証の新規発行は終了していますが、一部の所得の方は『資格確認書』への限度額適用区分の記載申請をすることでも確認することができます。
※申請手続きを希望される方は裏面をご確認ください。

■ 自己負担限度額（月額）の一覧表

負担割合	所得区分	自己負担限度額			年間上限 ※2
		外 来 （個人ごと）	外来＋入院 （世帯ごと）	多数回 該当※1	外来＋入院 （世帯ごと）
3割	現役並み所得 Ⅲ （標準報酬月額 83 万円以上）	270,300 円＋（医療費－901,000 円）×1%		140,100 円	1,680,000 円
	現役並み所得 Ⅱ （標準報酬月額 53 万円～79 万円）	179,100 円＋（医療費－597,000 円）×1%		93,000 円	1,110,000 円
	現役並み所得 Ⅰ （標準報酬月額 28 万円～50 万円）	85,800 円＋（医療費－286,000 円）×1%		44,400 円	530,000 円
2割	一般 Ⅱ	22,000 円 （年間上限 216,000 円）	61,500 円	44,400 円	530,000 円 ※3
	一般 Ⅰ				
1割	低所得 Ⅱ （住民税非課税世帯）	11,000 円 （年間上限 96,000 円）	25,700 円	24,600 円	290,000 円
	低所得 Ⅰ （年金年収 80 万円以下等）	8,000 円	15,700 円		180,000 円

※1 多数回該当：過去1年以内に同じ世帯（同一被保険者）で、3回以上高額療養費に該当した場合には、4回目からは自己負担限度額が引き下げとなります。

※2 年間上限：令和8年8月1日以降の医療費から適用されます。

※3 一般所得：合算所得金額が、「～約200万円（標準報酬月額：～15万円）」区分に該当することが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いされます。

■ 自己負担限度額の対象外になるもの

・ 入院時の食事代

所得の区分		1食あたりの食事代
一般		550 円
非 住 課 民 税 税	低所得Ⅱ	90 日までの入院…270 円 90 日を超える入院…220 円
	低所得Ⅰ	130 円

- ・ 難病医療費助成制度を利用している所得区分「一般」の方の食事代は1食 330 円です。
- ・ 低所得Ⅰ・Ⅱの方は左表と同様です。
- ・ 療養病床に入院時は、一部異なります。

- ・ 診断書等の文書料
- ・ 差額ベッド代
- ・ レンタル代（病衣・タオル・日用品など）
- ・ 保険適用外診療
- ・ 居住費
- ・ おむつ代 など

■ 『資格確認書の限度額適用認定区分の記載申請』について

後期高齢者医療制度では限度額適用・標準負担額減額証の新規交付は終了しています。

資格確認書を利用する方で一部の所得区分の方は『資格確認書』の限度額適用区分の記載申請により自己負担限度額を確認することができます。

■ 申請窓口：お住まいの区市町村の後期高齢者医療制度の担当課

■ 必要なもの：資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書（申請窓口にあります。）

資格情報が分かるもの（資格情報のお知らせ・資格確認書の写し、またはマイナポータルの資格情報画面もしくはダウンロードした PDF）など

※申請に必要な書類等は各申請窓口にご確認ください。

※『限度額適用認定証』の交付、『資格確認書』の限度額適用区分の記載申請については、加入している健康保険や区市町村によって実施状況が異なる場合があります。

■ その他

- ・ 受診者・医療機関ごと（入院と外来、医科と歯科は別計算）に、1 か月（1 日～末日まで）に支払った保険診療の自己負担分が、高額療養費制度の対象になります。
- ・ 同一の健康保険に加入している方は、医療費を合算することができる場合があります。たとえば「同じ月に複数回受診している」「複数の医療機関を受診している」「院外薬局で薬の処方がある」などです。合算した金額が、その月の自己負担限度額を超えた場合は、後日払い戻す手続きができます。
- ・ 令和 8 年 8 月 1 日より、後期高齢者医療制度加入者のうち 85 歳以上の方は、マイナ保険証の有無にかかわらず全員に資格確認書が交付されます。また、84 歳以下の方でマイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書が交付されます。マイナ保険証をお持ちの方でも、申請により資格確認書の交付が受けられます。
- ・ オンライン資格確認ができなかった場合や、資格確認書の限度額適用区分が記載されていない方は、窓口で医療費の支払いをした場合、後日、自己負担限度額を超えた分を払い戻す手続きができます。その際は、領収証と振込口座が分かるものが必要となります。
- ・ 令和 4 年 10 月 1 日より後期高齢者医療制度に加入している方の医療費の負担割合が一部変更になったことに伴い、対象者への配慮措置がありましたが、令和 7 年 9 月 30 日をもって終了しました。

制度についての詳細は、当院中央棟 1 階の総合医療相談 受付「ソーシャルワーカー」または、申請窓口にご相談ください。

【当院の電話でのお問い合わせ先】

03-3202-7181（代表）（内線 2081，2084，2489）